平成２６年（フ）第５２３４号
千葉県浦安市富士見５丁目22―６―211
債務者　坂本　勇一
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２３５号
神奈川県川崎市多摩区登戸3079―204
債務者　柏野　未穂
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２３６号
東京都足立区東綾瀬１―23―６―101、住民票上の住所東京都足立区千住４丁目９―３―1203
債務者　瀬沼　敏江
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２４５号
東京都葛飾区四つ木５丁目13―６
債務者　星　　みお（旧姓鎌田・松本）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２４８号
東京都板橋区南常盤台２丁目14―６―201
債務者　黒川　　修
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２６６号
埼玉県戸田市大字新曽801―７―303
債務者　笠原マリナ（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２６７号
神奈川県相模原市緑区長竹1211―１
債務者　清水　裕介
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７９号
神奈川県大和市上和田2412　上和田団地１―２―503　阿部方、住民票上の住所東京都町田市中町１丁目３―12―104
債務者　新田　　慈
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２８０号
東京都板橋区熊野町８―１
債務者　中野　味記
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２８４号
東京都板橋区徳丸１丁目55―10　サンパレス徳丸第二102
債務者　岡田　莉奈
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２８９号
東京都千代田区東神田３丁目２―４―202
債務者　片山　博志
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２９１号
東京都調布市緑ケ丘１丁目４―23―101
債務者　中村　孝子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２９３号
東京都調布市若葉町２丁目19―５―405
債務者　吉田　　愛
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２９４号
東京都中野区東中野１丁目53―５―205
債務者　渡辺眞之輔
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３００号
千葉県船橋市習志野台７丁目26―11
債務者　熊谷みつ江
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部